

「会津若松市こども計画（案）」について ご意見をお寄せください。

ー市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせー

本市「会津若松市第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終了を迎えるにあたり、国の制度や子育て世代等のニーズ調査の結果、会津若松市子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、本市の全ての子ども・若者がウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）な生き方を送ることができるまちを目指して、会津若松市こども計画を策定いたします。計画（案）について、皆様のご意見をお寄せください。

1 募集期間

令和6年11月27日（水）～12月26日（木）まで（必着）

2 意見を提出できる人

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「会津若松市こども計画（案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより、こども家庭課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

提出先

- | | |
|----------------|------------------------------------------------|
| ① 直接提出する場合 | 会津若松市栄町第二庁舎1階 こども家庭課 |
| ② 郵送で提出する場合 | 〒965-8601 （住所不要） 会津若松市 こども家庭課 |
| ③ ファックスで提出する場合 | FAX番号 0242-39-1434 |
| ④ 電子メールで提出する場合 | kodomokatei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp |

留意事項

- ・意見内容の確認が必要な場合、連絡させていただくことがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・提出いただいた書面は返却いたしませんのでご了承ください。
- ・個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については公表しますが、この際に氏名等の個人情報が公表されることはありません。

（裏面へ続く）

4 閲覧場所及び時間

計画の内容は、市のホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	こども家庭課（栄町第二庁舎1階）	月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時まで
2	市政情報コーナー（追手町第一庁舎1階）	同上
3	湊市民センター	同上
4	大戸市民センター	同上
5	北市民センター	同上
6	南市民センター	同上
7	一箕市民センター	同上
8	東市民センター	同上
9	北会津支所（まちづくり推進課）	同上
10	河東支所（まちづくり推進課）	同上
11	生涯学習総合センター（会津稽古堂）	休館日を除く 午前9時から午後5時まで

※本件に関するお問い合わせは、こども家庭課までお願いします。

市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。

【問い合わせ先】

会津若松市 健康福祉部 こども家庭課（電話 0242-23-4545）